

# 信州大学医学部附属病院臨床研修運営内規

## 目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
  - 第2章 募集・採用（第5条－第11条）
  - 第3章 指導・管理体制（第12条－第18条）
  - 第4章 研修プログラム（第19条－第20条）
  - 第5章 研修評価（第21条－第22条）
  - 第6章 臨床研修の中断及び再開（第23条）
  - 第7章 臨床研修の修了（第24条）
  - 第8章 研修医の処遇（第25条）
  - 第9章 研修医が診療することの明示（第26条）
  - 第10章 その他（第27条）
- 附則

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この内規は、信州大学医学部附属病院（以下「本院」という。）で実施する医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2に基づく臨床研修を行う医師（以下「研修医」という。）に関して必要な事項について定め、本院の理念のもと、研修医が医師としての人格を涵養し、指導医及び指導者の支援を受けて、臨床医として必要なプライマリ・ケアを中心に基本的診療能力を修得できるよう臨床研修を適切かつ円滑に行うことを目的とする。

### （資格）

第2条 この内規において、研修医とは、医師国家試験に合格し医師免許を得た者のうち、本院の臨床研修プログラムに属することを適切と認めた者（以下「採用者」という。）をいう。

### （研修施設）

第3条 研修医は本院、臨床研修協力病院及び協力施設において研修を行う。

### （研修期間）

第4条 研修医の臨床研修期間は、原則として2年間とする。

## 第2章 募集・採用

### （研修医の募集）

第5条 研修医の募集は、募集要項、研修プログラムを公開し、医師臨床マッ

チング協議会の研修医マッチングシステムを用い公募する。募集要項については、5月頃を目途に公表する。

(応募手続き)

第6条 本院での研修を希望する者は、次の各号に掲げる書類を病院長宛に提出しなければならない。

一 応募願書(写真要添付)

二 大学卒業証明書または在学証明書

(研修医の選考)

第7条 採用試験は原則として7月及び8月に実施し、志願者はそのいずれかを受験する。試験はmultiple choice questionと看護師を含む多職種による面接にて行う。

第8条 研修医の採否については、研修医マッチングシステムを経たのち、医師国家試験の結果を受けて病院長が決定する。

第9条 二次募集または中途採用については個々の状況を検討した上で実施し、

一次募集に準じて選考し、採否について病院長が決定する。

(採用手続き)

第10条 マッチングが決定した志願者は、採用予定者として臨床研修に関する誓約書に押印の上、病院長と仮契約を締結する。

第11条 病院長は、仮契約を締結した者のうち医師国家試験に合格した者、二次募集に合格した者のうち医師国家試験に合格した者、及び中途採用試験に合格した者に対し、研修プログラム名、研修期間を記載した研修証明書を交付する。

### 第3章 指導・管理体制

(指導・管理体制)

第12条 本院の臨床研修プログラムは本院全職員に周知され、研修医の教育・指導・管理には、指導医及び指導者を中心として全職員が参加する。

(卒後臨床研修管理委員会)

第13条 卒後臨床研修管理委員会(以下「委員会」という。)は臨床研修にかかわる重要事項を審議し、研修医の臨床研修の充実と向上を図る。

2 委員会の組織・業務については、別に定める。

(プログラム責任者)

第 14 条 各研修プログラムの責任者は、病院長が委嘱する。

2 プログラム責任者は、研修プログラムの企画立案を行うとともに、研修医に対する助言、指導、その他の援助を行う。また円滑な臨床研修を統括する。

3 各プログラム責任者の要件及び役割については、別に定める。

(指導医)

第 15 条 当該研修診療科に研修医を直接指導担当する指導医を置く。

2 指導医は、病院長が委嘱する。

3 指導医の要件及び役割については、別に定める。

(上級医)

第 16 条 指導医に協力して、研修医の指導に当たる医師を上級医という。

2 上級医は指導医のもとで研修指導に従事する。

3 本院の上級医は、研修医に対する指導を行うために必要な経験及び能力を有していなければならない。

(指導者)

第 17 条 研修医に係る本院看護部、薬剤部、臨床検査部、放射線部、輸血部、リハビリテーション部、医療情報部、臨床工学部、臨床栄養部の各診療施設及び事務部の責任者が指名する者を指導者といい、病院長が委嘱する。

2 指導者の要件及び役割については、別に定める。

(個人情報取り扱い)

第 18 条 研修医の個人情報に関する規程は、国立大学法人信州大学の保有する個人情報の保護に関する取扱要項(平成 17 年 4 月 1 日国立大学法人信州大学要項第 15 号)及び学術研究における個人情報の取扱いに関する指針に準ずる。

## 第 4 章 研修プログラム

(研修プログラム)

第 19 条 研修プログラムには、到達すべき目標を掲げる。

2 研修医個々の診療科ローテーションは、できるだけ研修医の希望を尊重できるよう、各研修医と相談の上決定し、必要に応じて指導を行う。

3 研修プログラムは、研修医により評価を行い、改善の資料とする。

4 研修プログラム及び診療科ローテーションの全体的な管理は、委員会において統括する。

(研修方法)

第 20 条 研修医は、将来の進路に応じ、研修期間中に本院での各診療科(部)、もしくは研修協力病院・施設から複数の希望する診療科(部)を選択して研修を行う。たすきがけ研修の期間は、当該病院のカリキュラムに従い研修を行う。

- 2 各研修科の研修期間は、委員会にて決定する。
- 3 研修医はカンファレンス、症例検討会、C P C等に出席しなければならない。
- 4 研修医の実務については、別に定める。

## 第5章 研修評価

(研修医の評価)

第21条 研修医の臨床研修目標に対する達成度を測定するため、評価を行う。

- 2 研修医は、研修期間ごとにE P O C を用いて自己評価を行う。指導医は、研修医の自己評価に基づき、研修医の評価を行う。
- 3 研修期間ごとに、予め定められた指導医及び指導者が、研修医評価を行う。
- 4 研修医の評価・修了基準については、別に定める。

(指導医評価)

第22条 臨床研修における指導医、上級医の指導力向上及び指導体制の見直しを目的として、研修医及び指導者は、指導医の評価を行う。

## 第6章 臨床研修の中断及び再開

(臨床研修の中断及び再開)

第23条 研修医は、疾病・外傷等のやむを得ない理由がある場合は、臨床研修の中断を申し出ることができる。

- 2 研修医が、臨床研修を継続することが困難であると委員会が評価、勧告した場合又は研修医から病院長に申し出た場合には、病院長は、研修医の臨床研修の中断を認めることができる。ただし、臨床研修の中断を認める場合は、次の各号に掲げる理由によるものとする。

一 本院の廃院、指定取り消しその他の理由により、本院が、認定を受けた研修プログラムの実施が不可能な場合

二 研修医が、臨床医としての適性を欠き、本院の指導・教育によっても改善が不可能な場合

三 妊娠、出産、育児、傷病等の理由により研修を長期にわたり休止し、そのため修了に必要な研修実施期間を満たすことができない場合であって、研修を再開する時に、当該研修医の履修する研修プログラムの変更、廃止等により同様の研修プログラムに復帰することが不可能であると見込まれる場合

四 その他正当な理由があると病院長が認めた場合

- 3 病院長は、当該研修医の臨床研修を中断した場合には、速やかに臨床研修中断証を交付しなければならない。

- 4 臨床研修中断後の措置については、厚生労働省の省令に従って取り扱うものとする。中断者のフォローを定期的に行い、研修医の求めに応じて研修再開の支援を行う。
- 5 臨床研修を中断した研修医が研修再開を希望した場合には、委員長が再開の可否を判断し、病院長が採否を決定する。研修再開後の研修計画は、当該研修医の臨床研修中断証を基にプログラム責任者が検討・作成し、卒後臨床研修運営会議及び委員会での承認をえたのち、厚生労働省の省令に従って所定の機関に再開の報告を行う。

## 第7章 臨床研修の修了

(臨床研修の修了)

- 第24条 臨床研修の修了に関しては、研修期間の終了に際し、委員会において、臨床研修に関する当該研修医の評価を行い、病院長に当該研修医の評価を報告するものとする。
- 2 病院長は、委員会の評価に基づき、研修医が臨床研修を修了したと認める場合には、速やかに臨床研修修了証を交付する。
  - 3 修了を認めない場合には、病院長は理由を付してその旨を文書にて通知する。
  - 4 研修期間2ヵ年で研修が修了しない場合には、さらに研修を継続することができる。
  - 5 臨床研修の修了が認められなかった後の措置については、厚生労働省の省令に基づき委員会にて審議・検討を行い病院長に報告し、それを基に病院長が決定するものとする。
  - 6 研修修了後、専門研修を本院で実施する場合の採用については、別に定める。
  - 7 臨床研修修了者の修了後の就業状況等については、年1回把握し、臨床研修体制充実の参考とする。

## 第8章 研修医の処遇

(研修医の処遇)

- 第25条 研修医の処遇については、別に定める。

## 第9章 研修医が診療することの明示

(研修医が診療することの明示)

- 第26条 本院が、臨床研修病院であることを、外来・病棟の適切な場所及び本院ウェブサイトにて明示する。

## 第10章 その他

第27条 この内規に定めのない事項については、委員会の審議・検討に基づき、病院長が、決定するものとする。

### 附 則

この内規は、平成29年11月3日から施行する。